

# 令和8年度 沖縄市こどもの居場所連絡会運営事業業務委託 公募要領

沖縄市こどもの居場所連絡会運営事業業務委託の受託候補者を選定するため、申請手続きや審査方法等を定めたものである。

また、本公募は、予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、本事業は予算成立後に効力を生じるものである。したがって、本事業にかかる予算成立の状況等によっては、契約を締結しないことを十分留意のうえ応募することを前提としたものである。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

沖縄市こどもの居場所連絡会運営事業業務委託

### (2) 事業の目的

別紙「令和8年度沖縄市こどもの居場所連絡会運営事業業務委託概要仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2. 提案限度額

3, 000, 000円

※上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額である。

※提案の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

※市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

### **3. 参加資格**

本プロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業所所在市町村における市税等を滞納していないこと。
- (5) 沖縄市暴力団排除条例（平成 23 年沖縄市条例第 15 号）に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 応募者は単独の事業者であり、共同企業体等による応募でないこと。
- (7) 本業務を的確に実施できる専門的な知識、能力、体制及び実績を有していること。また、運営に必要な体制を確保できること。

#### 4. 公募スケジュール（予定）

項目	期日（予定）	備考
公募開始	令和8年2月6日（金）	
参加表明書提出期限	令和8年2月13日（金） 午後5時	
質問受付期限	令和8年2月19日（木） 午後5時	電子メールにて受付
質問回答	令和8年2月24日（火）	参加表明書提出者全員へメールにて回答
提案書提出期限	令和8年2月27日（金） 午後5時	
一次審査通知	令和8年3月上旬	
プレゼンテーション審査	令和8年3月上旬～中旬	一次審査通過者に対し、別途日程調整の連絡を行う
契約締結	令和8年4月1日	最優秀提案者と契約締結

※提出先：こども相談・健康課こどもの居場所支援係（担当：仲宗根・比嘉）

#### 5. 提出書類

##### （1）参加表明書提出時

提出書類	様式	備考	提出部数
① 参加表明書	様式1		1部
② 納税証明書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村税：滞納のない証明書（所在する市町村）</li> <li>・県民税：納税証明書</li> <li>・国税：納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及 地方消費税」について未納税額のない証明用）</li> </ul>	各1部
③ 履歴事項全部証明書			1部

## (2) 提案書提出時

提出書類	様式	備考	提出部数
① 提案書類チェックリスト	様式 2		各 5 部
② 会社（団体）概要書	様式 3		
④ 業務経歴書	様式 4	団体の実績を記載	
⑤ 業務実施体制表	様式 5		
⑥ 事業責任者の経歴等	様式 6		
⑦ 企画提案書	様式 7		
⑧ 経費見積書	様式 8	経費見積書の明細を提出すること。	

## 6. 提案書作成要領

- (1) 提案書は、別添「令和8年度沖縄市こどもの居場所連絡会運営事業業務委託概要仕様書」に記載された業務内容及び要件を全て満たすものとして作成すること。
- (2) 企画提案書には、事業の目的達成に向けた提案内容を詳細に記述すること。また、概要仕様書に記載されていないものの、事業の質を高めるための工夫や、利用者の満足度向上に資するアイデアを提案すること。
- (3) 委託料の見積額は、積算根拠を明確にすること。

## 7. 審査方法

- (1) 選定委員会：沖縄市が設置する選定委員会において、提出された書類及びプレゼンテーションにより総合的に審査を行う。
- (2) 審査基準：以下の項目を総合的に評価し、最も優れた提案者を優先交渉権者とする。

※評価点は、一次審査 30 点、二次審査 70 点の合計 100 点満点とし、総合評価点の 60% 以上（60 点以上）を基準とする。

※提案書の内容で「提案がない」項目があると失格となりますので、求められた項目は必ず提案内容をご記載ください。

### (3) 書類及びプレゼンテーション審査

一次審査として提出書類による審査、二次審査としてプレゼンテーションを行うものとする。※詳細は別添「審査基準」をご確認ください。

- ①プレゼンテーション審査は、一次審査を通過した上位3者程度の事業者を対象に実施する。
- ②プレゼンテーション時間は、1者あたり約30分とし、提案者による事業内容等の説明を20分以内、質疑応答を約10分で行うものとする。
- ③プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づき実施することとし、提案書の内容を超える新たな提案は認めない。
- ④プレゼンテーション審査はZOOMによる審査とする。
- ⑤プレゼンテーションの出席者は、原則として本業務に直接関与する予定の責任者及び担当者とする。
- ⑥プレゼンテーションの日時などの詳細については、一次審査通過者に対し、別途通知する。
- ⑦正当な理由なくプレゼンテーションに出席しない場合は、失格とする。

## 8. 選定結果の通知及び契約

- (1) 審査の結果、最も優れた提案者を優先交渉権者として選定し、書面により通知する。ただし、優先交渉権者が本要領又は仕様書に違反した場合、又は契約締結が困難と認められる場合は、選定を取り消すことがある。
- (2) 予算成立後、優先交渉権者と本業務に関する契約交渉を行う。交渉が不調に終わった場合、次点の提案者と交渉を行う場合がある。
- (3) 契約締結は、沖縄市の契約規則等に基づき締結する。

## 9. 留意事項

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類及びプレゼンテーション時の説明に虚偽の内容があった場合は、失格とする。
- (3) 提案書の作成及び提出にかかる費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書の内容に関する著作権は提案者に帰属するが、市は本事業の実施に

関する限りにおいて、提案書の内容を無償で利用できるものとする。

- (5) 提出された書類に含まれる個人情報は、本プロポーザルの審査及び契約締結の手続きにのみ使用し、適切に管理する。
- (6) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、提案書提出期限までに様式10(辞退届)にて申し出ること。
- (7) 本要領に記載のない事項については、市の指示に従うこと。

## 10. 問い合わせ及び提出先

沖縄市こどものまち推進部こども相談・健康課こどもの居場所支援係

(担当：仲宗根、比嘉)

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26-1

TEL: 098-939-1212 (内線2244)

e-mail:a104ibasyo@city.okinawa.lg.jp